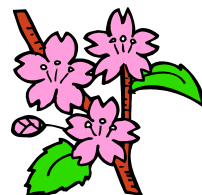


4月からの社会保険・労働保険の変更について

新年度になりました。4月から社会保険関連でも多くの変更事項があります。変更点については、各行政機関から、ばらばらに連絡がされていますので、下記にまとめてみました。



1. 雇用保険料率が下がります。(平成21年4月1日から)

「一般の事業」の場合（建設業等以外）

	従業員負担分	会社負担分	合計
変更後	4/1000	7/1000	11/1000
変更前	6/1000	9/1000	15/1000

※ 当所に給与計算を委託されていない企業様は、確実に雇用保険料率の変更を行ってください。

2. 労災保険料率が多く業種で下がります。(平成21年4月1日から)

多くの業種で下がります。(上がる業種もあります。) 詳しくは東京労働局HPのトップページか、または5月末に郵送される、「労働保険料申告書」に印字される料率をご確認ください。

「その他の各種事業」の場合（製造業・建設業等以外）

	従業員負担分	会社負担分	合計
変更後	無し	3/1000	3/1000
変更前	無し	4.5/1000	4.5/1000

※ 毎月の給与計算への反映は不要です。労働保険料の申告時には、あらかじめ印字された料率に基づいて、労災保険料を算出してください。

3. 介護保険料率が上がります。(平成21年3月1日から)

協会健保の場合です。健康保険組合は、変更の有無や料率などが個別に決定されます。

	従業員負担分	会社負担分	合計
変更後	5.95/1000	5.95/1000	11.9/1000
変更前	5.65/1000	5.65/1000	11.3/1000

※ 当所に給与計算を委託頂いていない企業様は、確実に介護保険料率の変更を行ってください。

4. 労働保険料の年度更新の申告と納付時期が遅くなります。(平成21年4月から)

	申告時期	納付日
変更後	6/1-7/10	7/10・10/31・翌年1/31
変更前	4/1-5/20	5/20・8/31・11/30

※ 労働保険料算出の対象期間は変更なく4/1～翌年3/31です。